

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（11）
2. 日時：令和5年11月28日（火）13時35分～15時31分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官  
  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部  
部長 他3名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課  
マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料  
資料1 廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票  
資料2 第492回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合 日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設に係るコメント事項  
資料3 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可申請概要【第2回審査会合】  
資料4 補足説明資料 技術基準 第十一条（火災等による損傷の防止）①  
資料5 補足説明資料 技術基準 第十一条（火災等による損傷の防止）②  
資料6 補足説明資料 技術基準 第十七条（受入施設又は管理施設）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁ナカザワです。それでは、これより大洗廃棄物管理施設設工認のヒアリングを開始いたします。よろしくお願いいたします。
0:00:11	今回はですね前回のヒアリングで、規制庁柱PowerPointに対して、大原委員側からコメント回答という形で資料が出てきておりますので、
0:00:22	まずは説明の方よろしくお願いいたします。
0:00:32	はい。原子力機構ショウジです。はい、それではですね前回とコメント等ありましたものについてですね。
0:00:40	質問回答表に基づいてですね、ご説明させていただきたいと思います。
0:00:51	まず、市、
0:00:55	第 8 条のですね竜巻防護意見の設置等ですね、についてはですね第 8 条の外部、辞書をまとめて、
0:01:04	まとめた方が効果的であるということで、今回、前回ですね、提示したスケジュールで 5 回と 6 回に分けていたということ。
0:01:13	でご説明はしていましたが、
0:01:18	そこ、スケジュールを見直しております。見直した結果ですね第 8 条についてはですね、
0:01:25	まとめて
0:01:28	が壁とですねその他のものをまとめて説明するというので、スケジュールを見直しながらですね改めて
0:01:38	スケジュールを見直した、見直して、まとめて第 8 条として、説明するというので見直しております。
0:01:47	これについてはですね、今、概要資料を審査会合資料の資料 1 というのございますが、
0:01:57	そちらのですね、
0:02:00	6 ページにございます。前回
0:02:04	8 回ということで審査会合を記載、説明をしておりましたが、今回第 5 回、
0:02:12	Aプラスですね、6 回。
0:02:15	コメント含めて、6 回ということで見なおしております、第 8 条についてはですね、第 5 回。
0:02:22	のところで壁も含めてですね、まとめてご説明するというので見直してございます。
0:02:31	こちらのスケジュールについてはですね、この資料の 6 ページ 7 ページにございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	まず工程をさっきちょっと話しさせていただきますが工程についてはですね7ページにございます。
0:02:51	第1回の審査会が終わってございますが第2回が、また予定されております。それ以降ですね、4回、
0:02:59	いう予定しているということですね。3回については、10条15条18条、第4回については、13条十四条16条22条23条と、
0:03:10	大体5回として、5条6条で先ほどありました第8条、こちらを外部からの衝撃による損傷の防止ということでまとめて、説明を説明するということで、
0:03:21	スケジュールを見直しております。さらに第6回としてですね。
0:03:26	コメント対応がある場合ということで第6回を想定しまして全体で第7回ですね、第1回含めて第7回、7回分の審査会合を、
0:03:37	予定しております。
0:03:40	1、
0:03:41	認可希望についてはですね12月ということで前回ご説明させていただいておりますが、そこを見なおしてですね、今回11条プラスですね。
0:03:51	119条12条17条も合わせて第2回の審査会合でご説明するという事になったこともありまして、工程の方に直して12月認可というものを、
0:04:04	9月の認可希望ということでスケジュールも合わせて見直しているところでございます。
0:04:11	それぞれ条文についても、そこで何回で説明するかというので記載を直してございます。
0:04:19	そちらの
0:04:21	資料が6ページ、7ページ、あと、今回第2回ということで8ページの方ですね、ということで資料の方でまとめているというものでございます。
0:04:38	次の質問回答でございますが、先ほどのありましたB+Cクラスですね。
0:04:45	についてはですね、こちらの方は記載を見直すということで、次回、見直す説明させていただきたいということになります。
0:04:59	17ページ、に関してということで前回の、
0:05:05	17ページになりますが、
0:05:18	資料1のですね16、18ページになります。
0:05:22	こちらについては、先ほどのなお書きのところがございますが、
0:05:28	それ以外についてはですね、今、生駒Headはちょっと変更がございませんが、実情を、
0:05:35	物流原子炉の葛西病院に関わる審査基準に基づいた説明ということで、整理をしているところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:49	で、こちらについてはなお書きの方は、削除させていただくということでここについては記載の方、南させていただきたいと思います。
0:06:04	それとですね、今回の資料についてはですね。
0:06:08	ほとんど補正を予定してございますが補正の記載のところについてはですね、
0:06:15	今の申請書の記載と分けてですね下線をつけさせていただいておりますので、下線が増えているものにつきましては、今回補正のところ、新たに記載を追加すると。
0:06:25	ということになりますので、その辺の表記、に識別できるようにということで、下線をつけているという、下線をつけております。
0:06:38	それと、
0:06:40	複数の施設、この概要資料については代表施設の記載をしてございますが、
0:06:47	これについては、その他、中級施設、あるということですから網羅する記載ではありません。
0:06:55	その中についてはですね、すべて固有のものについてはですね括弧書きで記載してございます。
0:07:03	その施設、括弧書きで書いてあるのは特Aのものということで、記載をしているということで、
0:07:13	期待をしているということになります。
0:07:18	それと、
0:07:20	10 ページ、設計方針、葛西の 10 ページの、
0:07:28	せ、設計方針についてはですね。
0:07:35	資料 1 のですね。
0:07:41	これを
0:07:43	主幹。
0:07:44	補足説明資料というので今回つけさせていただいております。
0:07:48	火災感知器の区画はすべてカバーできる根拠ということで、火災防護区域ごとにですね設備機器の特性と面積から必要とする感知器の種類。
0:08:00	主別とか、個数ですね。
0:08:03	というのを設置して、妥当性ということで、補足資料の方で説明しております。
0:08:10	ぜひ資料についてはですね、
0:08:13	それぞれ
0:08:15	火災区画、まず火災区画ということで表の方をつけさせていただいてまして、その他、火災、自動火災報知設備の配置図、あと消火器消火栓。
0:08:25	あとは火災荷重評価リストとかですねいろいろあります。
0:08:31	補足資料説明の 1234。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	まずは火災感知器等ですね、これについては、すべての施設について記載をして ございます。
0:08:49	さらにですね、面積その個数の妥当性についてはですね、補足説明資料の中で、
0:09:05	ちょっと、
0:09:18	ちょっと、
0:09:19	すいません。補足説明資料 2 というところですね。
0:09:23	ええ。
0:09:24	それぞれさっき名とですね部屋名を記載している表があるかと思います。
0:09:31	これどうしましょう。資料も共有した方がよろしいですか。
0:09:38	規制庁ナカザワですそうですね共有していただいた方がわかりやすいと思いま す。
0:09:45	拾ってます。
0:09:49	少々お待ちください。
0:10:18	原子力法ショウジです。今の資料を共有させていただきましたが、教諭、表示の方 大丈夫でしょうか。はいさせております。説明の方は続けてお願いします。
0:10:32	はい編集局東海林です。感知器の区画が、感知器のここがすべてカバーできる根 拠ということで、
0:10:41	それぞれ表にまとめております。左側に縦雨を記載しまして、それぞれ早め、
0:10:49	を記載して、それに対してですね。
0:10:55	面積、
0:10:58	基本的に設置基準ということで、床面積と高さに依存するということになりますの で、
0:11:05	それぞれの床面積高さを記載しましてそれぞれ種類ですね、感知器の種類。
0:11:12	ここで煙とか、熱、熱感とかで熱式とかですね、ほどございますが、
0:11:17	そちらの方を型式を記載してございまして、個数、必要戸数書いてございます。
0:11:25	設置基準についてはですね、床面の面積後高さによって決まってくるので、一 番上、現、
0:11:33	例えば玄関というところになります、
0:11:36	床面、面積が大体 14 ページでございます。高さ 4 メーター以下ということで、換地 面、煙感知器委員についてはですね感知面積が 150 立米ん平米になりますの で、
0:11:50	1 個であれば十分だということで、実際に 1 個、大きさ、設置しているということに なりますので全体を満足してるということになります。
0:12:01	こういう記載をですね、すべて蜂谷ごとですね、記載をしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:08	これについてはですね、前、補足説明資料の 1 の方ですね、各図面の方の雨と対応していると。
0:12:17	ということになります。
0:12:19	実際のその個数についてはですね、常にいいですね。
0:12:24	ええ。
0:12:25	すいません。
0:12:26	ほ技術基準の補足説明資料の①、になりますが、
0:12:44	じゃないですか、集中度、11 条が一番多い。
0:12:51	その本当何かは、
0:12:53	越智。
0:13:04	それで今、
0:13:06	休止と処理、共有しておりますが、それぞれ
0:13:11	こちらの方ですね、2 番です。
0:13:17	次に、
0:13:22	そうですね。今、表示してますように自動火災報知設備ということでそれぞれ
0:13:28	雨とですね煙感知器委員、こちらについては煙感知器になります。で、火災受信機の位置とかですね、これを示している図でございますがこちらの部屋名とリンクしてる。
0:13:40	ということになります。これが全部、全建屋ですね、の方で、図面として表記、記載をしているものでございます。
0:13:54	ということで全施設ですね、前ビジネスということで進めさせていただいております。
0:14:02	同じく
0:14:13	要員 10 ページ
0:14:16	9 資料で 10 ページでございますが、
0:14:20	まず宗の資料で 12 ページになります。病院という言葉が前回出ていたかと思いますが、
0:14:29	それについてはですね、12 ページのですね設計方針のところの 3、火災の影響軽減というところですね。
0:14:39	要員というのはいわゆる保安活動を実施するものということで、職員及び勤務者を含むということで記載を概ねしております。
0:14:57	保科すいません。
0:15:02	はい。
0:15:05	一番でございますが、12 ページということで今回の中で 13 ページになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:12	こちらについては日本消防検定協会の検定品ということで消防法に基づき、防火対象物の用途規模に応じて、火災受信機や感知器を設置すると。
0:15:22	というような記載をしております、
0:15:33	とですね記載についてはですね。
0:15:39	荒谷 1 河川、13 ページ一番下のところになりますが、
0:15:45	自動火災報知設備については、安全機能と系統別にするOK警報用ケーブルを個別に施設しほぼ損壊または異常な作動があっても、施設の安全に影響を与えないと。
0:15:59	与えることなく感知器の故障盤の補償はヒューズ、断線とかですね配線の断線、予備電源故障等の、
0:16:07	にあたってはですね、アンゼンガワニ火災受信機で異常警報が発生する設計となっているということ。
0:16:13	あと、警報が発生した場合は人的監視に移行するというので、新たにこの記載を追加してございます。いわゆるその故障についてもですね、同じように異常警報という形になりますけども、そういう警報が発報すると。
0:16:27	ということになるので、
0:16:29	いわゆる
0:16:30	数が発生すれば新たに
0:16:34	人が来てですね、確認を行うと。
0:16:38	ということになりますので、こちらの記載を新たに追加したと、見直したということになります。
0:16:47	で、同じくですね、そこ、13 ページになりますが、常時監視、ということで、
0:16:55	前回、書いてございます。
0:16:59	ただ、それが何の警報かと。
0:17:03	ということで、
0:17:05	コメントがございました。これについてはですね監視盤に接続されている警報ということで、
0:17:14	警報の方を確認しているということで、
0:17:24	記載をしているというものでございます。
0:17:28	故障警報の系譜を見ているということになります。
0:17:42	それと 10 番でございます。これについては全般的な話、全般的な対応ということになります、運用に関わる説明についてはですね保安規定に基づく、下部規定で定めるということで、
0:17:57	運用庁についてはですね、その記載をすべて追加しております。例えば 12 ページの上のところですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:06	はい。一番下の行になりますが、廃棄物管理施設保安規定に基づく下部規定に定めるというような記載、追加しているということでございますので、
0:18:17	そこについては、運用のところに関しては、記載を追加しているそうです。
0:18:23	いうものでございます。
0:18:32	前回コメントございました 14 ページですが、現在の 15 ページになります。
0:18:40	で避難通路についてはですね、基準要求、
0:18:44	基準の規則要求にないということでこちらについてはコメント、コメント通りですね、削除、記載を削除しております。通信連絡設備の方で記載するということになります。
0:19:00	同じく 14 ページ、漏えい規模、14 ページですね、危険物、あと発火物の除去。
0:19:09	に関しましては、前回ご説明した通りですね
0:19:15	バブラ%のプリュームということで発火性爆発性金推薦及び協賛制ということで、
0:19:23	何があるかということになりましたが、ここについてはですね、※をつけさせていただいて実際油とか、ナトリウム等ということで記載させていただいております。
0:19:34	さらに、
0:19:37	浜辺火花を発生する機器を使用する等の業務上やむを得ない理由ということについてはですね、こちらも米印特区を出しさせていただきまして、
0:19:49	溶接溶断。あと三田とかですねグラインダを使用するときと、
0:19:54	いうことで追記してございます。
0:20:03	14 番でございますが、
0:20:07	ガス漏れ検知器の件でございます。
0:20:11	これについてはですね、その資料、ちょっと先鳥羽、飛びますけども 30 ページ。
0:20:24	30 ページになりますが、
0:20:31	写真の方もですねちょっと変更させていただいております。
0:20:35	四つのうちの左下の写真ですね、ちょっとこちらを変更させていただいて、
0:20:41	ガス漏れ検知器もこういうものだというので、
0:20:44	供給をしております。
0:20:46	さらに
0:20:49	一番下のところでございますが、このガス漏れ検知器についてはですね、盛田さんの早期検知をということで、
0:20:57	補助的に運用するものだというので、位置付けをここで明確化したということになります。
0:21:08	これについてはですね、その上に書いてございますが先ほどありました、運用についてはですね、定期的な点検とかですね漏えい検査、健全性を確認しているということで、それについては保安規定の下部規定で定めていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:22	いうことを新たに随契を記載して、新たに追加したものでございます。
0:21:34	質問の 15 番でございますが、20 ページでございます。現在の 21 ページになりますが、
0:21:51	設備全体ということで
0:21:55	対して、
0:21:58	防護対象設備についてのフローがございます。
0:22:02	これについてはですね、考え方については、
0:22:06	このフローに基づいて分離するというので、
0:22:10	ご説明はしていますが、これに漏れがないかというご指摘、コメントでございました。
0:22:17	これ、これについてはですね補足説明資料の方に、すべてこのフローに基づいて選定したということで、
0:22:29	いう表を載せてございます。
0:22:33	これについてはですね
0:22:36	足説明資料の 85 ページから 94 ページにかけて、
0:22:41	記載をしてございます。
0:22:45	1 です。
0:22:47	次の 80。
0:22:49	出血。
0:22:54	今画面の方ん。
0:22:56	点検売り場そうじゃないっすね拍手。
0:23:01	四、五。すいません、私が申し上げました。
0:23:10	すいません 8 は 85。
0:23:13	次のページ。
0:23:16	すいません 86 ページから、
0:23:19	1 のページで 85。
0:23:22	すいません。非右下のページの 85 ページになりますが、
0:23:28	表でですね施設、左側に建屋、
0:23:31	あと設備がございまして、右側にですね、①②③④ということで記載をしてございます。
0:23:39	この丸についてはですね、概要資料の 21 ページのですね。
0:23:48	ところ。
0:23:52	俺もない。
0:23:53	2、深井、対応してございまして、①については、
0:24:00	安全機能。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:01	大野遮へい機能ということで、
0:24:04	そこで選ばれたもの、あと次ですね、安全機能閉じ込め機能ということで、②番。
0:24:13	選ばれたものでさらに廃棄物を保管または貯蔵する部屋設備ということで、
0:24:21	そこで選ばれたもので最後に対象外ということで、プロージョンなっていますが、フクイ、それどこで、
0:24:29	選定されたものかというのがわかるように、評定にしております。
0:24:34	さらにすべての機器についてですね、この表に当てはめまして、そこで、
0:24:40	選定されたものか、何か私該当がないのかとか、
0:24:44	というのがわかるように、表にしているものがございます。
0:24:53	これがすべてですね、10 ページ。
0:24:58	24 ページに右の右下のページ 94 ページにかけて全施設設備ですね。
0:25:05	設定の方、説明している資料でございます。
0:25:10	あわせて、表中のですね記載についてもですね、見直しております。
0:25:16	最初に、遮へい機能を問う後、
0:25:20	保守系がある。
0:25:23	というコメントが、だぶってるものがありましたのでその辺については直させていた ただいて、記載の方修正をしております。
0:25:38	で、普通 16 ページ、16 番になりますが、難燃ケーブルについてはですね、これに ついては改めてまたご説明させていただきたいということで、
0:25:48	今回、については、
0:25:51	今回なくて説明がなくてですね次回の方でご説明させていただきたいと思 います。
0:25:57	17 番でございますが、こちらについてもですね、火災防護対象、あと感知器の平 面図、ということで、これについては全施設対象になりますので、先ほどの資料を ですね。
0:26:10	すべての施設について、火災防護対象とかですね、
0:26:18	感知器の平面図とか、それをすべて記載した図面を、今回、補足説明資料として 添付しております。
0:26:31	18 番、についてはですね、火災の発生防止の基準適合ということで、これにつ いては 15 ページ、この資料のですね概要資料の 15 ページ 16 ページで、
0:26:45	打ち返してございます。
0:26:53	これについてはですね前回 2、
0:26:56	家族影響軽減の記載しかなかったと言う事ございましたので、
0:27:01	第 3 項の説明としてですね、火災発生の基準適合ということで、
0:27:07	火災発生のほ発生防止、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:12	bとですねあと火災の感知及び消火ということで記載のほうを改めて追加してございます。
0:27:22	特に下線部の分の、
0:27:25	1-1 とA2 と。
0:27:28	いうところでございます。14 ページからでしません、14 ページから、1510 ページに掛けての記載というふうになります。
0:27:44	こちらですね 19 番についてはですね。
0:27:47	火災による機能の損傷評価についてですね、概要資料についてはですね廃棄処理等を代表例としてしていると。
0:27:57	いうことでなぜかというということでコメントがございました。
0:28:01	これについてはですね 66、概要書の 66 ページにしますとしましますが、66 ページ。
0:28:14	に
0:28:16	タイトルの下になりますけども、
0:28:19	火災に火災による機能の損傷評価の代表例廃棄処理等と書いてございます。その下にですね、火災防護対象設備の表現動最も高くなる廃液処理等々を、1 例として示すと。
0:28:32	いうことで、下の表のですね。
0:28:34	ちょっと色がついてるところ表明運動の 1211 度というところ。
0:28:41	これは、
0:28:42	その他の施設の中で一番高いと。
0:28:45	いうことで、そこを代表例として、
0:28:48	廃棄処理等を記載しているというものでございます。こちらわかるような記載、これを追加したものでございます。
0:28:58	あと、20 番についてはですね、これについては河西元についてですね、すべての建屋のエビデンスということで、
0:29:07	示すということでございますのでこちらについても補足説明資料の方ですね。
0:29:13	に
0:29:14	期の方に、
0:29:16	記載をしておりますこれについては、
0:29:23	以上 5 分しか。
0:29:25	別 95 ページ、右下のページ 9、15 ページからですね。
0:29:31	建屋ごとに記載をしております。
0:29:37	下の表はですね、丹羽葛西元ということで書いてございます図の方は黒丸で示しております、その番号。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:46	車の横の番号が下の表と対比しているものでございます。
0:29:51	こちらを補足説明資料としてすべての設営施設について追加をしているものでございます。
0:30:02	21 番でございますが、こちらについてはですね
0:30:08	当時その前回説明させていただいた資料については、許可との制度とあと工事の方向については、許可前制度 8 個を、
0:30:18	工事の方法 9 号ということでご説明をしております、資料を作成しておりましたが、これについては、順番を入れ替えまして、設工認の申請の、
0:30:30	現場に合わせた形で、工事の方法を 8 項、許可等の専用急行ということで見直しております。
0:30:37	そういう意味で前回提示した、提示させていただいた資料は、それぞれ個別、第 11 条苦情。
0:30:45	1027 条と個別に、
0:30:48	してありますが今回資料 1 ということですべて一つの方に合本させていただいて、
0:30:54	おりますので中で、第 1 章第 2 章、第 3 章第 4 章と、
0:31:01	第 5 章ということで、中出小分けしてございます。それぞれ
0:31:05	その中でですね、先ほど言いました使用前事業者検査の項目とあと事業変更許可との整合性については順番を見直した形で記載をしていると。
0:31:15	ということになります。
0:31:26	それと 22 番。
0:31:28	でございますが、
0:31:31	これについてはですね審査会合等のスケジュールの見直しということで、こちらも対応させていただくということになりますが、
0:31:41	時間を要するというので、データが上がってこないということで、
0:31:48	いえ、
0:31:52	こちらについては、
0:31:55	別途第 8 回、大体すいません、ダイエーと。
0:32:03	第 8 条ですね、外部からの承継の損傷の防止と、
0:32:07	いうところだと。
0:32:09	そこで、自分と合わせてですね、ご説明するというのに、
0:32:15	意味があります。
0:32:23	23 についてはですね。
0:32:26	これも材料及び構造についてでございますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:31	当初、大手企業内ということでご説明させていただいておりましたが、確認した結果ですね、今回使用停止するものについてはですね、システムを閉止する。
0:32:44	ということで演技を行うということになりますので、閉止フランチ等の処置が必要だということで編集ランチについてですね。
0:32:54	ええ。
0:32:55	ランチについては、新規申請設備ということで、追加すると。
0:33:00	いうこと。
0:33:01	になりましたので、これについても、13条のご説明の中、第4回になりますが、そちらの方で説明を行うと。
0:33:11	いうことになります。
0:33:19	24番、仁木難波20についてはですね。
0:33:24	これについては、6ページ、ゼンザイのページで6ページになりますが、
0:33:30	小橋資料ですと9ページの方になります。
0:33:36	こちらについてはですね。
0:33:43	再度記載の方見直させていただいております。
0:33:50	部分的にですね、丸については申請対象、まだ赤丸とか、黒丸がございました。
0:33:57	これについてはすべて見直しまして丸印については、申請対象であるということ。
0:34:03	で、なおかつ、
0:34:05	具体的な内容について、米印をつけさせていただいて
0:34:09	具体的な申請設備、例えば消化器とか、
0:34:13	というのを記載、させて記載をしております。
0:34:17	12条についてはですね、今後、
0:34:20	代表をそれ以外の設備、既設の設備ということで記載してございましたが、今回新規申請設備ということで代表としましてすべて、施設、
0:34:30	の名称ですね、を書いてございます。
0:34:34	なおかつ、
0:34:36	使用を停止する設備ということで、今の設備のところですね。
0:34:42	には、資料提出施設ということで18番ですね、有機廃液一時格納庫のところをについても、記載を追加したものでございます。
0:34:53	ということで全体的に表を見直しております。
0:35:04	25番についてはですね。
0:35:09	これについてはですね、設計方針、
0:35:13	なんですけども。
0:35:16	以前の資料ですと、後に許可、
0:35:20	ずっと記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:21	本文の記載、点検書類後の記載ということで、まずそこを記載してから、実際の技術基準のご説明ということで、資料の構成をしておりましたが、
0:35:32	この後ろの方にですね、許可との整合性ということで、記載としては同じものがあると。
0:35:39	いうことでございますので、この前のですね、
0:35:42	技術基準の前の設定、許可の記載、添付書類 5 の記載については割愛をさせていただいて、
0:35:50	技術基準の説明から始まるということで資料の方は見直しております。
0:36:03	26 番についてはですね、セル内飯野感知器ということで、これについてはですね、廃棄物管理施設の既設のセルについてはですね。
0:36:14	香月が設置されております。
0:36:18	これについてはですね、補足説明資料の方でですね、今の画面んに表記されてございますが、
0:36:26	真ん中の $\beta$ $\gamma$ 貯蔵セル、分離するという二つのセルがございます。
0:36:32	そこで水色線が書いてございますが、
0:36:36	これについては、いわゆる作動式の感知器による空気感が設置されておりまして、温度の変化によって
0:36:44	警報火災を検知して警報を発報すると。
0:36:48	というような、感知器がついてございます。
0:36:52	可動式分布型感知器と言っておりますが、そちらのパンチがついているということで、これについてはですね、補足説明資料の中で
0:37:01	愛知等ですね、については、記載をしていると、いうことになります。
0:37:08	こういう形で資料の方ですね空気感についてはですね、他もございまして、こういう形で図面上水色の線を書いて、機関の配置も含めて記載をしているというものでございます。
0:37:24	で、27 番についてはですね、26 ページということなんです、
0:37:33	これについてはですね。
0:37:38	こちらで言うと 2227 ページ、概要資料の 27 ページになります。
0:37:44	これについてはですね、すいません前回も逃がし排気フィルタについては、施行にないということでちょっと発言させていただきましたが、
0:37:55	こちらについてはですねすべて設工認対象ということで既設の方でですね。
0:38:02	すべて設工認をとっているものということになります。この図面についてもですね。
0:38:08	当然その設工認等で使用している比率ということになりますので、
0:38:15	東安城フィル。
0:38:17	そうですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:19	でも含めて、申請、設工認で申請し、対象の機器であるということになります。
0:38:27	で、こっちはデータがの償却措置でございますが同じく、29 ページ、アルファ焼却装置もございます。こちらと同じようにですねすべて。
0:38:37	この載せてる形とですね、
0:38:41	についてはこの図を使っておりましてすべて系統については逃がし駅も含めてですね、
0:38:48	金貨と。
0:38:50	受けてるし、機器ということになります。
0:38:54	田尾でその図の下に列中の設備及び系統等はすべて既認可ということで記載を追加させていただいております。
0:39:08	で、28 番についてはですね、その時価法の耐震性の確保ということでございます。
0:39:16	これについてはですね、大量工場の方をですねただし性の確保の説明を行うと。
0:39:24	いうことになってございますので、
0:39:31	第 5 回の時に、改めてご説明させていただくということになってございます。
0:39:45	以上が、
0:39:51	問 11 条ということで、29 号が第 9 条になります。すいません。規制庁の赤沢です。一旦ここで説明をしていただいております。ここまでで、
0:40:03	規制庁側からの質疑を取り入れたいと思っておりますがいかがでしょうか。
0:40:09	原子力機構不祥事ですはい。よろしく申し上げます。はい。
0:40:19	ではですね概要説明資料の 8 ページのところちょっとお聞きしたいんですけども。
0:40:26	ここですね、第 11 条火災等による損傷の防止で、
0:40:32	新規制基準追加要求事項がない 2-2、藤課長柿内に火災報知設備内の新規申請対象設備が出てきているんですけども。
0:40:43	すいませんそれってそもそもどうして今回申請するんですしたっけ。そこをちょっと教えていただければと思います。
0:41:06	若干補足しますと新規制基準で、それから要求事項がなければ、
0:41:12	特に等ですね、追加する設備も必要ないんじゃないかなと。
0:41:18	とこちらで思った次第です。
0:41:32	はい。原子力はショウジです。はい。ここについてはですね、いわゆる許可、許可との整合というかですね、許可には記載してございますのでそれに対して、
0:41:46	消火器等ですね、これは当然技術基準。
0:41:51	規制基準。
0:41:53	には追加要求ではございませんが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:56	これについては、整合性ということで新たに追加した節追加する設備として、今回対象としているものでございます。
0:42:09	規制庁中澤です。
0:42:11	許可との整合性という新規制基準の許可のときに、
0:42:17	火災関係のところには何か新しく追加したので、設工認でも、
0:42:24	新しく設備を登録する人。
0:42:26	型になったってことなんですかね。
0:42:40	はい、衛藤原子カショウジです。はい、そうですね。その他としては河端発電機とかですね、今回申請対象としておりますが、
0:42:51	そちらについても同じような議員があるかと思えます。
0:42:56	なるほど。わかりました。ありがとうございます。
0:42:58	川中難波電気っていう関係ある方違うし。
0:43:03	そっか。
0:43:12	ファックスサービス渡しをしているんですよ。
0:43:18	麻生磯です。
0:43:20	大和線は 1000 規制庁ナカザワです。今説明いただいた考え方は、発電機って今回の、
0:43:27	火災に何か関係あるんでしたっけ。
0:43:35	原子カショウジです。すいません直接発災には関係ございません。市としてですね、事例として示したということで、
0:43:44	了解です。指でIHIですかね。同じ。
0:43:51	規制庁イトウですけれども、もう一度質問させていただくと。
0:43:56	許可の段階で、
0:44:00	火災対策について、特に浅井消火設備とかですかね、
0:44:06	について、
0:44:10	新たに急遽側から追加をしているのか否かというのを教えてください。岸。
0:44:48	研修教職少々お待ちいただきます。
0:45:01	はい。規制庁イトウですけれどももし岡イトウに少し時間がかかるようであれば別の確認を進めたいと思うんですけれども、それは可能ですか、それとも少し、例えばご回答いただけるのか、どちらでしょうか。
0:45:17	原子力東証で、すみません改めてちょっと確認させて回答させていただきたいと思えます。
0:45:25	はい。江藤ですけれども、本件このヒアリングの中でまず事実関係確認したいと思っておりますので、よろしく願います。
0:45:40	はい、日本原子力教授はい、了解いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:47	もう質問一つなんか順番に。
0:45:50	追加分に変えるかどうか。少し、
0:46:05	はい。
0:46:08	まず、これ、質問回答表のナンバー3のところなんですけれど、会議、一つは相関があるかどうか。
0:46:20	一つ目は特に追加はないと思ってます。ちょっと私からはよろしいですか。規制庁伊藤ですけれども。
0:46:30	運営の話をすいませんしたんですけれどもその前にちょっとだけ
0:46:35	5 ページ目の記載について認識合わせをしておきたくて、
0:46:42	えっと二つ目のパラグラフで、このため、
0:46:45	第 1 回会合では、説明する順番、上部現場の方、
0:46:51	対応、この設備を優先するとしていた場合、明日ぱつとあるんですけれども、
0:46:57	我々の認識では、主要求が変わって、再度手続きが発生する共同設備はすべてFIT対応。
0:47:07	だと思ってまして、多分そこで書かれてる表現は、認識が合っていないんじゃないかと思っていますと。
0:47:16	ですので、記載をちょっと改めていただきたいなと思ってまして、
0:47:21	例えば、説明する条文の順番を、
0:47:24	実際の工事を伴わない。
0:47:28	設備。
0:47:33	を優先するとしていたかとか、そういう表現であった場合には、今、今例示ですけれども、そういう意図なんでしょうか。
0:47:52	はい。原子力ショウジです。はい。そういう意味ではですね実際に工事があるものがないものということで、
0:48:02	確かその辺の順番で当初、
0:48:06	考慮してたということがありますので、
0:48:09	この辺、この記載についてはちょっと直ささせていただきたいと思います。
0:48:16	規制庁伊藤ですわかりました具体的にどう修正されますか。
0:48:45	江藤原子力ショウジです。
0:48:47	はい、えっとですね当初はですね、工事を伴うものを
0:48:55	時間を要するものを優先的にやると。
0:48:59	というような、
0:49:01	だというふうに意識しておりましたので、
0:49:05	その工事を絡めてですね、法事、
0:49:09	を伴うものを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:14	もう優先先に優先とするというような記載、に修正させていただきたいと思います。
0:49:23	河内友野議員を優先するということだったんですね。わかりました。では、その趣旨で、非常に修正いただければと思います。
0:49:34	続けてですね。
0:49:37	ちょっと6ページも、すいません、確認しておきたいんですけども。
0:49:43	これも別でしょそれから、すいません、ちょっと飛ばして、7ページ。
0:49:48	スケジュール今回追加いただきところなんですけれども。
0:49:53	これまず、
0:49:59	表題の
0:50:01	まとめ資料提示予定であって、まとめ資料というとヒアリング抜きの資料だけのよう気がしますので、
0:50:11	多分イトウは、会合資料説明資料を提示されるタイミングということだと思いますので、説明資料とか、いう形にさせていただけると。
0:50:21	いいのかなとは思っておりますと。
0:50:26	一番下の行で、ヒアリング等で説明する予定とあるんですけども、ヒアリング等っていうのは、
0:50:34	これは介護とヒアリングでいいとなんでしょうか。
0:50:38	それとも何か現地調査なりがあれば、現地での説明も含めてということは、何か意図するところがあれば教えてください。
0:50:53	はい。原子力の小路です。はい。まず1点目ですね表題については、すいません説明資料とに変更を修正させていただきます。
0:51:05	地域についてはですね、これについては審査会合、あとは面談しての、
0:51:13	対応ということに考えているものでございます。わかりました。ありがとうございます。
0:51:20	もう1点ですね、もう2点か。
0:51:24	今、コメント回答、回目の会合で全部2マルをつけてるんですけども、ただ実際やろうとしてらっしゃることってこうではないのではないかなと思うんですが。
0:51:46	はい、はい、一応機構ショウジです。はい。そういう意味ではですね実際上はその介護を審査会合あったと、対応をするということになりますが、
0:51:57	さらに
0:51:59	ある場合ということで最後にですね、それは残ったものについてはまとめて、
0:52:07	回答。
0:52:09	ある場合には該当するという意図で記載をしているものでございます。
0:52:15	7月まで、例えば第2回会合のコメントで、継続審議になってるものがあればそこまでそこで最後回収しますっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:25	異なるかもしれませんが多分、別に、実際は2回の会合でコメントがあったら、3回目の会合でコメント回答をされるんだと思うので、
0:52:37	その後は
0:52:39	今日、
0:52:41	ポイントがあった場合は次回次回の会合で回答する。
0:52:45	という何か基本的な。
0:52:48	考えを一文入れておかないと、回答は、最後に第6回でまとめてするっていう、そういう意思表示見えてしまうんですけども、いかがでしょう。
0:53:04	原子力副長です。はい。そういう意味ではですね、確かにこの上だと、まとめてやるというような形に見えてしまう。
0:53:12	思います。実際上はですね先ほどおっしゃられた通り当然ながらその2回でいただいたコメントについては第3回、3回では第4回というふうに対応は当然していくものでございますので、
0:53:25	ここは当然その残ったものには、最終的にここでやりますということに全部回答しなきゃいけないというふうになりますので、その辺はですね中金の方にですね。
0:53:36	ちょっと説明を入れさせていただきたいというふうに思います。
0:53:43	わかりました。多分7月通の丸をつけてるのは、一番下の丸だけ残しておけばいいような気がします。
0:53:59	はい、上地古庄です。はい。その辺の記載も含めて検討させていただきたいと思います。伊藤です。承知しました。合計で5ページで
0:54:10	8月中旬補正っていう予定を立てられてるんですけども、お盆とか関係なく、働かれるっていうそういう表示だってことですか。
0:54:27	先般4月5月の間は1市5週間から5枠設けていて、オンコール実質的に機能しない部分は、
0:54:37	考えたスケジュールにしてるのかなと思ったんですけども。
0:54:43	いや7月の下旬に、資料提出があったとして、早くても7月の下旬か8月の下旬に第6回の会をやるんだとすると、
0:55:02	そっから8月中に補正って本当にできるのかなっていうのも、これまでの実績からちょっと疑問に思いますし、
0:55:10	ここは何かすぐ修正して欲しいとかそういうことではないんですけども、金あった点としてですね。
0:55:22	会合でも同じようなことを申し上げるかもしれませんが、気になりましたっていうことです。
0:55:29	と原子力不祥事ですはい。そちらについてはですね一応8月中旬補正ということで今記載させていただいておりますが、当然ながらお盆明けということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:41	我々も考えております。さらに、上記上旬中旬下旬ということでちょっと工夫をさせていただきますので、その範囲の中での、
0:55:53	対応と、いうことを考えてございます。
0:55:57	現状そういうことで記載して、
0:56:04	はい規制庁を出しました。はい、じゃあ次進めば、再説明。
0:56:11	ちょっとですけど、二番のところは、
0:56:18	これはね、
0:56:22	等の資料でいただいている機械は改めたいということなんですかね。
0:56:42	はい、衛藤原子カショウジです。はい。この記載については、次の本資料と所直樹で記載しておりますが、それは削除させていただきたいというふうに考えております。
0:56:57	土岐先生ですけれども、イマイと削除なのか。
0:57:03	何らか記載を修正するのかっていうと、
0:57:08	これは安全上昼夜室が存在しなきゃっていうのは許可でもそう言っていて、間違いではないんですよね。
0:57:17	消防法に基づき、設置する。
0:57:23	ここの対策。
0:57:25	一部、導入する形の間違いではなくて、
0:57:32	BCであることからとか、
0:57:37	堀家大月は多分ちょっと違和感があるっていうことだと思ってまして。
0:57:44	障防法の関係は別のページでもいいし見ますと、
0:57:56	これは
0:57:59	この重要度、
0:58:01	神尾四方様っていうのは、どれを対応しようと思っておりますかっていう問いかけを仮にしたときに、どういう回答をされるように考えてますか。
0:58:17	はい。元出向イマイです。
0:58:22	まだちょっと結論ではないというところで、ちょっと方針ということでちょっとご説明させていただきますたいんですが。
0:58:33	やはり火災防護対象設備。
0:58:35	まず、整理する必要があるというふうに考えておりまして、
0:58:42	その区域区画ごとの火災防護設備に対しまして、消火設備、
0:58:53	等ですね自火報設備等の
0:58:58	消火対策設備いいでしょうか。そういったものがどのように設置されているのか。
0:59:04	ということと、あと区域の中に火災元があるのかないのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:10	というところから、火災防護対象設備をさらに、プラスアルファでどのように守っていくのかというところを整理すると思います。
0:59:21	そういうことを考えておりますその結果防護対象設備というのが、安全機能を持っておりますので、それが
0:59:32	重度メールでいくとどのようになっているのかというところを整理するということを考えてございます。
0:59:40	従いましてここで言いますと、
0:59:45	今流図形の記載ですね、Bクラス及びCクラスのみであることからというところの、言い方は今ちょっと、この方針と合っていない古藤でございますから
0:59:57	ちょっとこの記載を削除したいと考えております。なお書きの文章全体を見ましても、
1:00:02	ここは今現在の安重であるということはすでに許可でわかっておりますし、消防法に基づき設置する消火設備等という記載のくだりについては後段で出てきますので、
1:00:16	基本方針の永きとしては削除ができるのかなというふうに考えておりますので今見直したいと考えてるものでございます。
1:00:25	規制庁、伊東です。わかりました。では今週の金曜日の会合の資料。
1:00:33	方としては、ここは消えるということですね。
1:00:39	はい。前進めさせていただければと思います。はい、わかりました。
1:00:51	じゃあ、
1:00:52	丹羽さん。
1:01:06	規制庁なんかそうです。
1:01:09	コメント回答のところですね、
1:01:16	この審査基準の名前が正式な課題、正式名称に直しておいていただければと思います。
1:01:28	ただ違うから、これ違う名前になってますので、正式も一緒に直してもいいんだけど、
1:01:37	推進と次回面談で本日のことを指してらっしゃるのか。
1:01:42	この次を指していらっしゃるのかもわからないんですけども。
1:01:56	規制庁イトウですけども、すみませんつまらないことなんですけど、
1:02:01	質問回答表で、次回面談って書いて、説明って書いてあるのは、11月3日なのかさらにその次の11月、11月28日なのか、さらにその次のこと。
1:02:14	鍋木地区、1033週だからですかね。
1:02:20	別所麻生です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:23	失礼しました。ということです。営業所長ヤマナカです、回答日今日回答すれば、回答日に、11月28に回答みたいな感じで。
1:02:34	アップデートがかかるという認識なんですけど、管理室どうです。違います私の認識が間違ったらちょっと修正してください。
1:02:43	一辺倒建植ショウジですはい。その通りです。
1:02:47	今日回答できれば今日の日付が入ることになります。ただちょっと、香川、今日の質問回答の日付がそもそも13じゃない。
1:02:58	のかなっていう。
1:02:59	ことも考えますので、ちょっとここ、日付を変えて、回答対応で11月28の面談で説明みたいな。
1:03:09	3人された方がいいかなと。
1:03:11	思いますので、ちょっとその方向で修正する形でお願いできますかね。よろしいですか。解説。
1:03:21	原色ショウジですはい。すいませんその辺は見直させていただきます。よろしくお願ひします。
1:03:27	ありがとうございます。
1:03:33	四番目。はい。
1:03:37	四番目は、
1:03:40	女性と規制庁イトウですけども、
1:03:43	今回の資料中に下線をMile成果していただいて、これが今回の補正で、
1:03:51	説明されるものだっていう気がついたんですけども。
1:03:56	一番申請者として、その設計条件設計仕様として書く部分っていうのは、
1:04:04	見ればいいのかというのをちょっと確認させていただきます。
1:04:13	申請書の本文に書くのはどこかっていうのを把握しておきたいというだけなんですけれども。
1:04:26	増減するとショウジです。はい。先日申請書に記載するについてはこの概要資料については下線つけてございますが、申請書に記載についてもですね。
1:04:39	奮闘に書かれるのはこの設計方針、
1:04:43	のところだというふうに理解してございますのでこの設計方針のところの下線。
1:04:52	については、記載するものでございます。
1:04:59	例えば火災で言うと何ページから何ページというふうに見えますか。
1:05:26	体系と減収をショウジです。
1:05:30	石堂大野ですね。11ページから、
1:05:43	16ページについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:50	この規制については、本文の方にも対応すると考えております。当然技術基準の説明の方にもですね当然この記載は、
1:06:01	入るかとは思いますが、今考えているところは、そういうここで言うと概要書という技術基準の方の設計方針のところ、
1:06:13	書いてあるものについては、申請書のほうに反映するというか経営本部の方に反映するというふうを考えております。
1:06:23	規制庁伊藤ですけれども。
1:06:27	お金を会合し、施設の会合資料なんか見ますとですね。
1:06:32	申請書の本文に書く、設計仕様とか条件、添付書類の技術基準への適合の方針ってというのは、
1:06:44	形状分けて記載をされている。
1:06:47	と思っていまして、
1:06:50	そうす。
1:06:52	それで比較をすると、どこまでが本文として書かれる、その約束事項として書かれるものは、
1:07:00	ちょっとこれじゃわからないかなという印象を持っています。
1:07:04	今回の会合に向けての資料はひとまずこれでいいと思うんですけども。
1:07:11	今後の会合資料を準備される際にはですね、そこも意識して、書き分けていただければと思っています。
1:07:25	大坪助教ショウジですはい。それははい、そうですね。
1:07:30	今後ですね本文、あとは技術基準の説明。
1:07:34	ということでそれぞれ記載ございますがそこがわかるようにですね意識して、今後、資料の方は作成していきたいと。
1:07:43	はい。規制庁伊藤です。でないと、
1:07:47	会合で、中身も含めて、合意が、確認が取れてですね、いざの補正をして、提示いただきましたと。
1:07:58	なった時に、こちらは本約束法令上約束事項として本文記載いただくと思っていたものが、実は全部テープになってましたってということになると、
1:08:11	遠隔できないですし、再度補正をすることにもなるっていうお互いの不幸になると思うんですねそこは、コスト的な意味でですね。
1:08:22	そういうことがあって、しっかり書き分けていただくのが、今後、円滑な手続きを進める上でも、大事なんじゃないかと思ってこういうことを申し上げております。
1:08:36	いずれにしても今回の会合にあたってはこの方向性で進めていただくということで結構ですので、よろしくお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:45	現状狭小です。この資料についてはそれを意識しながら作っていきたいと思います。
1:08:59	水は行っていただいている場所に行きます。
1:09:04	一応念のため確認しました。
1:09:11	えっと、JFその 15 時以降のご都合は、これは特に問題ありませんが、解説、大丈夫ですよ。
1:09:22	はい。問題ございません。はい。
1:09:25	もしよろしければ、お願いします。はい。福重。15 時半までは、8 まで。はい。
1:09:33	大事なところにしろって何ですかっていただけますでしょうか。
1:09:47	そうすると、
1:10:04	以下、
1:10:06	6 番目のところですね。
1:10:13	はい、はい。
1:10:23	そうです。
1:10:28	国は大丈夫です。
1:10:32	まずですね、まず開校に向けての関係で押さえておかないとこれだけ先に確認させていただきます。
1:10:45	そうしましょう。
1:11:01	関係はさっき言ってない。そうですね。それだけです。
1:11:06	はい。
1:11:08	そっちの 1 点っていうのは、補正と本文と添付ではなくて、
1:11:20	先生、そもそも要求のは、前に周知しました。はい。
1:11:31	結構審査も聞かれる。
1:11:35	関係を知らない。しかし、さっきの、
1:11:42	県でまとまります。
1:11:46	そもそも、
1:11:47	何で申請対象としているかっていうのは、
1:11:56	ショウジすみませんまだ確認中でございます。
1:12:00	今年中に確認できそうというふうにはいいですか。
1:12:07	はい。そのつもりで今、調査の方よろしくお願いします。
1:12:33	お母様力でしょ。
1:12:52	はい、新屋。
1:12:55	通勤手段で河野建築火災の検知ができるということ。
1:13:09	我々が、
1:13:26	すいません、武井規制庁ですけれども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:13:35	弊社のところで、ちょっと
1:13:41	13 条第 1 項のところで、
1:13:46	申請書、工事の関係で、材料構造については、審査委嘱する必要があるという回答でしたけれども、
1:13:57	そもそも 1 回目の会合でご質問したのは、
1:14:01	何が、13 条に適合する設備がないという表現があっていたので、
1:14:08	それは本当にそうなんですかっていう質問を差上げたつもりでして、そこについては
1:14:16	特段回答されていないのかなと思ってのんですけども。
1:14:28	引き続きそこを宿題として置いておいて、また後日整理されるということなんでしたっけ。
1:14:54	指摘事項、
1:14:57	評価の時にそれも含めて、
1:15:00	説明するとなっておりますね。
1:15:05	入ってと議事録をショウジです。そういう意味で今まだ整理中ということで、改めてその代、そうですね。
1:15:14	ふうん。
1:15:17	土居委員会ですかねと言って、
1:15:23	当委員会の審査会議等で説明するというので今、進めているところです。
1:15:43	それはイトウなんか 20 までに該当するのかどうかみたいなのも含めて今確認されているってということでしょうか。何回も聞いてますけども。
1:15:56	原子力の庄子です。はい。そこも含めてですね、見直しまして、今、そこ、
1:16:05	前提的に確認しているってということ
1:16:11	確認しているところでございます。
1:16:14	はい。
1:16:15	わかりました。ちなみにこれスケジュールの関係するんですけども、イトウ規制庁のイトウですが、
1:16:24	20 名で申請不要等をしている設備について、事実関係を、その資料でも説明いただくってことなんですけれども、どこで、
1:16:36	その説明をされる予定ですか。
1:16:44	どっかで言ったような、いつぐらいのタイミングに整理いただいた結果を、
1:16:48	お示し、
1:16:50	いただく予定なんかで、気にしているのはお示しいただいた内容以下によっては、やはりこれは審査会合でご説明をいただく必要があるのではないかっていう、
1:17:02	私も出るかもしれないと思っけてまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:06	そうすると7ページのスケジュールてる第6回のタイミングで初めてお示ししていただいても遅いのかなと思ってますと。
1:17:16	それで、過去例についても、あまり遅くない段階で、早い段階で示していただいた方がいいと思ってましてというご計画かなと思っております。
1:17:34	一般の原子力不祥事です。一般のそういう意味ではですね、我々としてもその回答としては第4回の審査会合で回答すると。
1:17:44	いうところをいますので、その、
1:17:49	その前のタイミングというか、その辺ですね、
1:17:53	その辺を目安にですね、第4回に向けて、説明することになるかというふうに説明しなきゃいけないということで考えているものでございます。
1:18:04	規制庁イトウですありがとうございますそうすると3月ごろを目指していらっしゃるというふうに受けとめましたよろしいでしょうか。
1:18:15	原子力カショウジです。協会がですねそうですね審査会合の前の資料、その前に説明が必要かなというふうには考えていますのでその認識で。はい。問題ございません。
1:18:29	はい規制庁いただいてありがとうございます。
1:18:33	すみません先ほどちょっと伝え忘れたところもありまして、5ページ目の、
1:18:37	表題なんですけれども。
1:18:41	第1回審査会合説明会の、
1:18:45	説明方針の変更計画におきまして、こういう言い方だと結構インパクトが大きいかなと思ってますと、の説明。
1:18:57	方針を大きく変えるわけでは多分ないと思ってまして、
1:19:03	変更点とかですね。
1:19:07	ぐらいなのかなと思ってますけれども、説明を。
1:19:12	気泡順番が変わると言うのは主におっしゃりたいところかなと思いますので、
1:19:20	ちょっとそこを少し記載を、この表題、
1:19:25	ここ、
1:19:26	屋上ですかね。
1:19:31	を修正しておいていただければと思っております。
1:19:38	1ページはそうですか。
1:19:41	月原子力交渉実際深見今おっしゃった5ページのところの説明方針の変更ということで今考えていますが、
1:19:49	ここについてはですねちょっと
1:19:55	大幅に変わった順番が変わったということですので、この辺は記載のほうへと見直して発言をしたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:09	また、火災が 1、そうですね。
1:20:14	表明確認したいところを質問させていただきます。
1:21:42	早々ナカザワです。第 9 条のところちょっと、基準のコメント回答のところちょっとお伺いしたいんですけども。
1:21:52	コメントNo.の 30 番ですかね。
1:21:58	で、前回のヒアリングで、本廃棄物管理施設の出入り管理に関する運用は保安規定以外にもPP規定も関係するじゃないか。
1:22:14	スケールコメントをしたと思っております、
1:22:23	今回特にPP地形に関する記載は追加されていないようですが、
1:22:32	確認、
1:22:38	PP規定担保することって、
1:22:41	あるんでしょうかないんでしょうかそこをちょっと教えていただけますか。
1:23:24	そうそう。すいません。とりあえず待つて欲しいんだったらまた待つてくださって一言言ってください。お願いします。
1:23:35	はい。すいません。ちょっと少々お待ちください。
1:24:01	系統研修を実際次回説明、第 3 回でということで記載をしていますが今確認はしておりますが特に還付する古藤は、
1:24:14	PAとPP規定庁内ないというふうには考えていますが、それを含めて確認を行っているというところ。改めてまたご説明させていただきたいと思います。わかりました。確認自衛隊からですね、了解しました。
1:24:37	見まして、第 12 条の安全機能のフォローで、
1:24:42	警察、お伺いしたいと思います。資料で言う統合。
1:24:46	115 ページですね。
1:24:56	115 ページのところに表がありまして、
1:25:02	各安全機能等、その機能を維持するための方法、あと確認の方法等書いてありますけれど、
1:25:12	その下のですね、外部からの衝撃による損傷の防止。
1:25:17	のところですね、対象設備、対象となる設備が建屋等、避雷設備が健全であることとか、
1:25:27	避雷設備保険税で、
1:25:30	そうですね。建屋と避雷設備が健全であることを、
1:25:33	というふう書いてあるんですけど、今回新しく設置する龍野希望日は書いてないように見えるんですが、
1:25:45	例えば企業劇に対する試験検査法修理の方法。
1:25:51	これはいつごろご説明される予定なんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:59	第 5 回位が今回、どちらなのでしょう。
1:26:11	程度原子力をショウジです。はい。あと、これについてはですね今回ちょっとご説明させていただきたいと思うんですがこの 115 ページの記載についてはですね。
1:26:21	まず規制見させていただいて、今の外部からの承継し、損傷の防止というところの外観確認のところについてはですね。
1:26:33	ここの建屋及び避雷設備と書いてございますが、ここの平井設備についてはですねこの下のところでも外観。
1:26:45	天気確認ということで記載しているというところで今後はですねちょっと記載を直させていただいて、
1:26:51	上の外観確認のところの避雷設備をですね、竜巻防護。
1:26:57	設備ということで記載をちょっと見直させていただいて、壁についてもですね外観を確認、有害な傷変形、変色及び錆がないことということで、安定
1:27:10	記載同じ判定です外観で判定するというので、
1:27:14	改めてこの記載をですね、
1:27:17	外観のところ、壁の方を記載させて追記させていただきたいというふうに考えております。
1:27:24	了解しました今回の資料に入っていくということですねはい了解いたしましたは、原子力機構やマナカですけども、防波壁で錆の云々って確認するんですか。
1:27:39	原子力ショウジです。コンクリート、
1:27:42	壁、
1:27:44	今のところそこを想定していますのでこちらで判定基準に沿って記載を直すということでもいいですね。そうですね。はい。そこは修正いたします。
1:28:10	22 条の 123 ページのところ、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。
1:28:19	ここにですね、廃棄処理等の廃棄蒸発装置、一次関連の試験検査項目が書いてありますけれど、その一番右下ですね。
1:28:33	処理能力確認っていうのがあるんですが、具体的にどういう検査を行うのか教えていただけますか。
1:29:01	入ってと原子力不祥事です。はい。この措置 1 この 20123 ページ、10 月早期 1 の商業検査の処理能力確認についてはですね。
1:29:13	まず二つ、考え二つございまして、まず 1 時間当たりの廃液の処理量。
1:29:22	の確認。
1:29:23	とですね、あと除染係数最終的なその除染係数。
1:29:27	を求めると、というような二つの確認方法を、
1:29:32	確認方法があります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:36	はい、ありがとうございます。
1:29:39	0と、その1時間当たりの処理流量が下がってきたり、除染係数が下がってきたりすると、機能が損なわれてくるっていう話になるんですか。
1:29:51	はい原子力法ショウジですはい。規定の流量がないっていうのとあと規定の除染係数が、
1:29:58	取れないと言う場合には、そういう、そうですね。能力が低下してるという判断になります。
1:30:04	わかりました。ありがとうございます。
1:30:19	えっと処理営業と除染係数っていうのは、形状等ですけども、
1:30:24	廃液状発送聞いてない。
1:30:27	いずれも該当するんでしょうか。
1:30:37	はい、伊藤原子力ショウジです。はい。常総市の処理能力確認については、まずその流量指定の流量が保たれた上で、
1:30:47	最終的にその除染係数を確認しますので、両方、当然ながら該当するものでございます。
1:30:56	ありがとうございます。
1:31:25	続いて、十四条の方で、お伺いしたいと思います。
1:31:32	ですね、資料で言うと、
1:31:38	141 ページ。
1:31:41	四つの図を見てちょっとお伺いしたいんですけども。
1:31:48	ドラム缶の廃棄物パッケージが6段に積み重ねられている図があると思うんですけども。
1:31:59	この
1:32:01	ドラム缶つ地震によってですね積み上げて保管している廃棄物が崩れることを、
1:32:07	崩れる。
1:32:09	かどうかっていうような評価は、してるんでしょうか。
1:32:25	衛藤原子力はショウジです。はい。ですねこれについては前回の面等にもございましたので、これについては、計算はしておりますので次回ですね。
1:32:39	ご説明できるというふうに考えております。
1:32:47	藤です。
1:32:50	今週の、
1:32:58	すみません次回というのはいつのおつもりでしょうか。
1:33:18	原子力の庄子です。はい。そういう意味ではですね計算自体は終わってますので、今回の資料にですね追記する。
1:33:28	というのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:30	この地域するのは可能でございますので、
1:33:34	筒井。
1:33:36	それとね、今回補足資料説明に追加するという事でよろしいでしょうか。
1:33:51	不足というより、介護士、
1:33:55	癒しですこれでいいと思うんですけど、それでいいと思うんですけどもまずはね。
1:34:02	いや、衛藤。
1:34:04	認識を合わせておきたいのは、審査会合で条文についてコメントらしいですとあって、終わった場合はそこで一応その条文については議論が終わると思ってまして、
1:34:17	そういう意味では、17条の説明は、
1:34:23	定例会合で終わらせないつもりでいるということなのかなというふうに聞こえちゃったんですけど。
1:34:33	次回の面談介護後ですよ。
1:34:37	なので、全部の説明を会合まで一通り終わらせるつもりでいるかどうかは若干、
1:34:46	そういうつもりがあるのかなとふと思っちゃったんですけども。
1:34:52	解決原子力小説はすいません皆川3日成立折り合うではありませんので、ちょっと計算に時間かかっていたというところもあってですね。ただ計算自体終わりましたので、今回資料に追加する。
1:35:07	できるということになりますので、そういう意味では、17条については、
1:35:13	できるだけ、7、すべてコメント対応してですね、完了したいというふうには考えております。はい。
1:35:23	ひとまずこれについてはヒアリングで事実確認をする範囲でいいかなと我々は思っているところもあるので、すぐに次のヒアリングの、
1:35:33	資料に入れていただければ、まずはいいかなと思ってみますと、
1:35:38	形。
1:35:42	ちなみに許可の時に、落下の評価なんかもされてると思うんですけども。
1:35:51	斎木甲斐が要因は何にせよ、落下した時の安全への影響っていうのは、どういふふうに考えていらっしゃいますか。
1:36:17	まあ地震との関係では崩れないかっていう質問をまずさせていただいたんですけども、山側の崩れたときに、どうなのかっていう側面の質問であって、
1:36:29	おそらく許可の時には、そっちの再度崩れたときに、或いは作業所を不注意落下したときに、
1:36:37	何かっていうを側面から説明をされたのかなと思ってまして。
1:36:43	であれば、ちょっとそういう質問をさしていただいたんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:52	解決原子力協ショウジです。はい。現状の評価としてはですね今、積載してる積載方法においては、
1:37:03	地震によるその落下等は、ここで考えられなくてですね滑らないし、検討しないと いうことになります。当局の方についてはですね。
1:37:17	ちょっと落下した時の表記昨今で妥当というふうには、ちょっと記憶して、少々お待ち いただけますか。
1:37:27	はい。規制庁伊藤です。
1:37:32	ざっと見た感じではですね、落下してドラム缶 6.3メートルの高さから動かして結論 が変形するんだけど、その試験体ぐらい四つありませんでしたっけ説明をして いたかと思ってまして。
1:37:47	今まで、詳細設計段階でもそういうロジックなのかとか、仮にその盛田ティーンエイ ジャーと対象をすることで、
1:37:58	さらなる設計対応は必要ないと考えているのかとかですね、その辺りを確認でき ればと思ってます。
1:38:14	西井神山、今野、最初の話に戻るんですけどもその耐震の評価は、今回の審査 会合の資料に、
1:38:24	行政、今伊藤さんヒアリングで確認するという、おっしゃられたんですけど。
1:38:31	広州か心配 5 分なので、
1:38:34	多分それまでにもう一度ヒアリングを、
1:38:38	していただける。
1:38:40	4 日。
1:38:42	ちょっと、どういうタイミングで資料を出してるのかなと思ったんですいません。言 葉が足りなくて介護ヒアリングでも結構ですと言いましょ。江藤能勢なくてもいい ですよ。わかりました。はい。ありがとうございます。
1:39:01	原子力カショウジです。先ほども今年度でございますが、一応基本的には落下等は しないという評価で、許可も書いてございますが、
1:39:14	万が一落下したということであってもですね。
1:39:19	そのパッケージ廃棄物パッケージについては十分な強度を有しているということで 破損により、廃棄物が浸出することはないというふうな、
1:39:28	ですね評価はしている、許可上ですね、評価しているものでございます。
1:39:38	規制庁イトウですわ。わかりました。それドラム缶の廃棄か以外にも評価をされて るんでしょうか。
1:39:57	売却減収交渉です。
1:40:00	はい規制についてはですね、廃血パッケージいいですね。
1:40:05	ええ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:06	いわゆる、
1:40:10	相当保管体についての記載がございますので、
1:40:15	こちらですね、十分な強度を有する要求を使用しているということで、発生により廃棄物が出ないと。
1:40:23	チーフの評価をしています。
1:40:26	イトウ瀬戸イトウです。ドラム缶の廃棄体等をコンクリートのブロック型パッケージの二つのことを今指しておっしゃっていたということですかね。
1:40:40	はい。原子カシヨウジですはい。そういう意味では、保管庁が、出向体制管理1234とありますがその対象なので、それについてはドラム缶及びそのブロック型、
1:40:53	決め手になります。
1:40:55	規制庁いずれ生徒わかりましたありがとうございます。
1:41:02	中沢さん。
1:41:06	やります。
1:41:21	最後に確認しておくことはこれ
1:41:25	じゃあ、すみません、規制庁伊藤ですけれどももう1点ですね133ページ。
1:41:32	進めていただきますと、
1:41:34	17条の要求1項、
1:41:37	新法の見込みで、
1:41:40	今説明いただいたのはその適切な方法によりってところの、
1:41:46	確認をさせてもらったんですけれども。
1:41:49	その前の、
1:41:51	管理する放射性物質の性状を考慮し、
1:41:55	いうところについては、どういった説明になるのでしょうか。
1:42:24	はい、衛藤原子力の荘司です。一方
1:42:27	放射線影響の性状考慮しというところについてはですね、これここで言うんですね、
1:42:37	病気というふうには考えたいと考えてブロックなりですね。
1:42:49	当然病気がありますけども、迷うキーを選択する上ですね放射性廃棄物の、
1:42:57	ということで核種とか線量とかってというのが当然関わってきますので、それに基づいて指定された容器に入れると。
1:43:07	いうことになりますので、それも含めてですね。
1:43:11	まず、中に入る放射性廃棄物の核種なり、線量なり、
1:43:18	あとは大きさなりとか、そういうものがあって、それが、
1:43:24	指定されたもの、例えばドラム缶なり、角形ブロック型とかですね、
1:43:30	$\alpha$ 艦隊というふうになりますけどもそういうものに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:43:34	入れられていると、ということなので、
1:43:39	そもそもはもう廃棄物の種類処理とか全然所正常核種とか線量により、よって、容器が変わってそれで置き場の下は、青木方も選ばれ、
1:43:53	筧と、
1:43:54	置き方についても決められた置き方で保管すると。
1:43:57	いう流れになりますので、それらのことを考慮したものというふうに考えて、
1:44:06	規制庁等ですけれども、
1:44:11	要求線容器の選び方と処理の仕方は、ある程度は一對一になっているような気はするんですけれども。
1:44:21	だから、
1:44:23	記述の清書。
1:44:28	来年普通を性質等、
1:44:39	滝大北線 1 ショウジですそういう意味で今、すいません今日、133、138 ページの方と協議してございますが、
1:44:49	これですね、
1:44:51	ここに書いてございますが、放射性希物の核種と線量、あと寸法を考慮して、廃棄要求を選定するというので、
1:45:00	廃棄物としてもそうですね液体とか固体、EPRIBという種類。
1:45:06	によって、核種と線量によってそれぞれ、容器位が決まってくると。
1:45:14	いうふうな形になりますのでこちらの日、
1:45:18	こちらで説明しているということになります。
1:45:21	なるほど。
1:45:24	規制庁等ですけれども、少しすっきりしてきた気がするんですが。
1:45:31	それぞれの性状に対してなぜこれ、この要求を用いることがどうなのかっていう関節痛をいただくことができますか。
1:46:00	いやいやこの方ですぐ難しければ、もう少し整理いただいて、回答いただくということでもいいと思うんですけれども。
1:46:08	そこを少しルール化していただくことが、
1:46:14	基準適合説明として必要なような気がしまして、
1:46:23	はい。原子力部長ですはい。
1:46:26	その辺はですねはい。池井。
1:46:29	廃棄物処理でいこうと。その動きが、
1:46:33	妥当かどうかということで、それは文章化してご説明させていただきます。規制庁井藤です。承知いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:45	はい。それは本文に何らか、考え方を示していただくということだと思っておりますので、よろしくお願いたします。
1:47:05	せ、
1:47:31	じゃ、話を元に戻しますか。そうです。
1:47:37	規制庁イトウですけれども、さっき
1:47:40	火災消火設備、確認されてカーわかりましたら、他のお話している途中でも結構ですので、その説明を優先していただければと思います。
1:48:00	続けてください。
1:48:04	あじかん衛藤原子カイマイですが、よろしいでしょうか。はい。はい。先ほど小カッキーの記載でときよカーですね旧許可の記載。
1:48:15	があるのかないのかというご質問だったと思います。まず結論から言いますと旧許可には消化器の記載はございます。
1:48:25	記載がございますのは本文ではなくて、
1:48:29	安全設計、添付書類に記載がございます。
1:48:35	消火器消火栓等で構成されるということが明記されてございます。
1:48:42	まず、このような旧許可の整理でございます。
1:48:47	今我々としましては新規制基準の許可では、
1:48:54	各設備機器について、安全機能の整理をしまして、その中では消化器の安全機能というのを整理しました結果を踏まえて、
1:49:06	今回の設工認として消火器を設備登録、
1:49:13	工夫するというふうに考えてるものでございます。
1:49:24	説明は以上でございます。
1:49:29	はい、ありがとうございます。
1:49:43	規制庁ですけれども、社員を、
1:49:49	評価行政は、
1:49:52	自分では、
1:49:53	全部まとめて消火設備っていう言い方をしてるってことですかね。
1:50:00	原子力委員会です。はい。本文ではですね、今の新規性基準を踏まえた強化ではですね、消火設備ということでくりをしております、
1:50:14	おります。具体的に消火器というところは本文ではございませんが、消火設備という括りの整理の中でしてございます。添付書類の中でさらにそこを明確化しております、
1:50:28	消化器についての安全機能を有しているということを明確化しております。そのような形だと理解しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:37	規制庁兵頭です。わかりました。そういう意味で9年の違いでは、本文に格上げしたっていうのが大きな違いだっていうそういうこと。
1:50:47	ですか。
1:50:53	はい、原子カイマイです。
1:50:59	ちょっとその、
1:51:00	ちょっとすいませんここでちょっと明言がなかなかしてるのかということからちょっと今、
1:51:08	確認できないものでございますから。
1:51:12	ちょっとこれ以上のちょっと御説明今ちょっと難しいところが正直なところでございます。
1:51:16	私椎野を今、理解では、あくまでも今の許可で、特に添付書類第1条で、
1:51:27	安重の整理をしてる中で、各設備の安全機能、
1:51:33	を整理してございます。
1:51:35	この安全機能を有している設備が設工認として設備登録されるものというふうに理解しておりますので、
1:51:45	阿保本文の格上げというところが、ちょっと生きていますのかどうかはすいませんちょっと今時点ではちょっとお答えしかねるところでございます。わかりました。ありがとうございます。
1:52:02	すいませんちょっと違う話でご質問最後に1点だけ、21条の21ページのところで、
1:52:11	合田書記の選定のところで、戸部参与名その他の安全機能については代替機能で、
1:52:17	安全性けども、これ評価西方のところでは、どこに記載がありますか。
1:52:51	原子力数字です。今ちょっと確認してますので少々お待ちください。
1:53:57	技術局東海林です。はい。21ページ、この2行目の記載についてはですね。
1:54:05	当然こちらについてはですね、記載の方、
1:54:10	ちょっと直させていただいて、これについてはちょっと削除させていただきたいと思えます。
1:54:18	規制庁系井です。
1:54:21	つまり整合の観点からは、許可ではこれは宣言してないということですかね。
1:54:43	すごい入って、
1:54:47	原子力交渉実際、そうですね火災という意味では、本では出てこないという理解でいますのでここについては削除させていただきたいと思えます。
1:55:02	はいわかりました。以上です。
1:55:09	部長から他に含みます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:12	よろしいですか。はい。すいません。
1:55:15	大洗廃棄物管理施設さんから何か確認しておきたい点がございますか。
1:55:36	原子力機構ショウジです。はい。評価特にありませんが、今日いただいたコメントに対しては、資料修正があるかと思えます。
1:55:46	これについては一通、期限ということではいつまでに、こちらに提出すればいいのでしょうか。
1:55:53	12月1日の午前中会合ですので、
1:55:59	明日とか、
1:56:01	明日までにできそうですか。
1:56:11	はい、衛藤原子力ショウジです。はい。スルーがですねはい。今日いただいたコメントを反映した形で資料の方。
1:56:19	を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。他になければこれにて本日のヒアリングは終了したいと思います。
1:56:29	よろしいですか。はい。では本日はありがとうございました。どうぞ。ありがとうございます。
1:56:35	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。